

[よくある質問] Q & A

2020/10/6 保険会社 確認事項

Q1 少額でもお金を受け取る活動は、保険の対象にならないか？

A：受け取ったお金が実費弁償で、交通費や昼食代、材料費など必要な経費について明確に内訳が確認できる場合は、対象となります。

Q2 老人会での「脳トレ」「歩こう会」は、保険の対象になるか？

A：対象となります。（会員外で自発的に参加される方も対象となります。）

Q3 町内会主催の運動会で、競技中に怪我をした場合、傷害補償の対象となるか？

A：スポーツ活動の運営関係者を対象としているため、競技者・演技者は傷害補償の対象となりません。

Q4 活動メンバーに市外在住者が含まれる場合、保険の対象になるか？

A：対象となります。

Q5 市外で活動中に発生した事故も、保険の対象になるか？

A：対象となります。

Q6 文化活動・各種イベントなどで、保険の対象となる範囲は？

A：①指導者・審判・準備・片付けを行う人など、運営のための活動に従事する人が対象となります。
②観客は対象外となります。
③運営のための活動に従事する人でも、イベントに参加中は対象外となります。
(例：盆踊りを踊っている時、柿・栗狩りを行っている時)
④演技者・競技者は、活動内容によって対象となる場合があります。
⑤集合場所からバス等で現地へ向かう往復路中の事故は、原則としてバス等の運営会社の補償となります。

Q7 「山笠」で、保険の対象となる範囲は？

A：①役員の準備作業や当日の運営スタッフは対象となります。
②「山車を引く人」「観覧者」は、自分たちが楽しむことを目的としているため、対象となりません。(役員・スタッフも、山車を引いた際の事故は対象外となります。)

Q8 「伝統芸能 保存会」の活動は、保険の対象になるか？

A：市民団体が行う文化活動であり、役員・参加者が対象となります。また、市外の参加者も対象となります。

Q9 団地内のサークルでの「介護予防活動」は、保険の対象となるか？

A：①役員の準備作業や当日の運営スタッフは、ボランティア活動・社会貢献活動の実践者として、対象となります。
②当日の参加者も、健康増進による医療費の軽減といった公益性のある活動の参加者として、対象となります。

Q10 団体が活動を行う際に、市内外から講師をボランティアで招いた場合、講師の会場内での怪我や往復途上中に発生した事故も、保険の対象となるか？

A：〔会場内での事故〕 対象となります。

〔往復途上の事故〕 ① 自動車を使用の場合

- ・自動車による賠償責任は、対象となりません。
- ・運転者・同乗者が負傷した場合は、傷害補償の対象となります。
ただし、他覚症状のない頸椎捻挫・腰痛等及び無資格運転・酒酔い運転は対象となりません。

② その他の場合（徒歩・公共交通機関等使用）

- ・負傷した場合、傷害補償の対象となります。

Q11 活動の参加者同士がぶつかった際、床に落ちた相手のメガネを踏んで破損した場合、保険の対象になるか？

A：対象となります。

ただし、身内同士（夫婦・親子・兄弟・姉妹等）でなく、第3者同士の事故に限ります。

Q12 災害ボランティアは、保険の対象となるか？

A：個人・団体を問わず、以下の要件が満たされれば対象となります。

〔市内での活動〕

- ・社会福祉協議会が募集したボランティアであること。
- ・被災家財や畳、泥やゴミの搬出などの支援活動中の事故であること。

〔市外での活動〕

- ・社会福祉協議会が募集したボランティアであること。
- ・避難所での炊き出し・連絡係などの、後方支援活動であること。
- ・災害ボランティア活動中の事故であることの、何らかの証明書類があること。

※ 当保険での補償には制限があるため、災害ボランティアに特化し、幅広く補償のある「災害ボランティア保険」への加入をお勧めします。

Q13 団地自治会の活動で、団地内の一斎清掃中に怪我をした場合、保険の対象になるか？

A：① 団地内の敷地・公園の美化は自助活動であり、保険の対象となりません。

② 他人に損害を与えた場合も同様です。

③ 市が主催する「一斎清掃」の場合は、公助活動として損害・傷害補償の対象となります。

Q14 市が主催する「市内一斎清掃中」に、参加者同士の車両事故が発生した場合、保険の対象になるか？

A：① 運転者が車両の所有者・他人を問わず、自動車による賠償責任事故は自動車保険での対応となり、当保険の対象となりません。

② 活動者（運転者・同乗者）が怪我をした場合は、傷害補償の対象となります。

ただし、他覚症状のない頸椎捻挫・腰痛等及び無資格運転・酒酔い運転は対象となりません。

Q15 市が主催する「市内一斉清掃中」に、他人が所有する車両を運転し単独事故を起こした場合、車両及び他人の財物に生じた損害は、保険の対象になるか？

A : ① 運転者が車両の所有者・他人を問わず、自動車による賠償責任事故は自動車保険での対応となり、当保険の対象となりません。

② 運転者・同乗者が怪我をした場合は、傷害補償の対象となります。

ただし、他覚症状のない頸椎捻挫・腰痛等及び無資格運転・酒酔い運転は対象となりません。

Q16 地域内の神社境内を使用して、自治会主催で「夏祭り」を開催していますが、準備や後片付けを行う自治会員・子供会員は、保険の対象となるか？

A : 神社の祭事でなく、単に境内を使用しての「お祭り」は対象となります。

Q17 地域の神社主催で「秋祭り」等を行う際に、自治会の役員が準備や後片付けを行っており、また定期的な境内清掃も行っていますが、保険の対象となるか？

A : 神社・お寺の祭事・清掃は、「神社等に利する活動」であり、政教分離の原則から対象となりません。

Q18 市が「介護予防教室」を委託している民間企業の車両が、参加者を送迎中に交通事故を起こした場合、保険の対象となるか？

A : ① 自動車による賠償責任事故は、理由の如何を問わず対象となりません。

特に本件の場合、委託料をもらっているので、その委託料の範囲内で独自に保険を掛けておくべきです。

② 介護予防参加者については、移動中・教室開催中が補償の対象となります。

Q19 市が実施している「乳幼児健診」の会場で、子どもが会場内の備品で怪我をした場合、保険の対象となるか？

A : ① 健診に来る親子は、サービスを受けにきているので、保険の対象となりません。

② 健診を行う医療関係者も、謝金が支払われているので、保険の対象となりません。

ただし、「子育てサークル」のメンバーが、ボランティアで手伝いにきている場合は、保険の対象となります。

Q20 ボランティアスタッフが車で通勤中に交通事故を起こした場合、保険の対象となるか？

A : ① 自動車による賠償責任事故は、理由の如何を問わず対象となりません。

② スタッフ及び同乗者の怪我については、傷害補償の対象となります。

ただし、他覚症状のない頸椎捻挫・腰痛等及び無資格運転・酒酔い運転は対象となりません。

Q21 ボランティアで、地域のゴミステーションの清掃を一人で行っている際に怪我をした場合、保険の対象となるか？

A : 5人以上で構成された団体が対象となるため、原則として傷害補償の対象になりません。

ただし、通常は団体で活動しており、その日の参加者が、たまたま一人というケースもありますので、ご相談ください。

Q22 自動車で地域の防犯パトロール中に交通事故を起こした場合、保険の対象となるか？

- A : ①自動車による賠償責任事故は、理由の如何を問わず対象となりません。
②活動者（運転者・同乗者）が怪我をした場合は、傷害補償の対象となります。
ただし、他覚症状のない頸椎捻挫・腰痛等及び無資格運転・酒酔い運転は対象となりません。

Q23 「子ども110番の家」で、子どもを保護した際に不審者と揉み合いになり負傷した場合、保険の対象となるか？

- A : 「揉み合いの行為」が、免責事項の「闘争行為」にあたる可能性があるため、保険会社の個別の判断となりますので、ご相談ください。

Q24 食中毒で保険の対象となる範囲は？

- A : ①細菌性食中毒（O-157・サルモネラ菌・病原性大腸菌）は対象外となります。
②自然毒食中毒（ふぐ・きのこ等）、化学性食中毒（残留農薬・人工着色料・殺菌料等）を代表として、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を、偶然かつ一時に吸入・吸収、または摂取した場合に急激に生じる中毒症状は、対象となります。

Q25 自宅から自転車で集合場所へ向かう途中で、他人にぶつかってしまった場合、保険の対象となるか？

- A : ①集合場所への往復途上で、「他人に怪我」「他人の持物」に損害を与えた場合は、賠償補償の対象となりません。
②市民活動を行う本人が怪我をした場合は、一般的な経路での往復路で、かつ、その行動があらかじめ予定されていたことが事業計画書や参加名簿等で明確に立証できる場合は、傷害補償の対象となります。
ただし、私用で別の場所に立ち寄る場合には、対象とならないケースもあります。

参考：令和2年10月1日から、福岡県条例により「自転車保険加入」が義務化されました。

Q26 自宅から自動車で集合場所へ向かう途中で、交通事故を起こした場合、保険の対象になるか？

- A : ①賠償補償　自動車が動いている、動いていないに関わらず、自動車の操作中に起きた事故は対象なりません。
②傷害補償　運転者・同乗者の活動参加者が対象になります。
ただし、他覚症状のない頸椎捻挫・腰痛等及び無資格運転・酒酔い運転は対象なりません。

Q27 医療機関で「検査」のみでも、保険の対象となるか？

- A : 検査のみでは対象なりません。治療を目的とする入院・通院が必要です。

Q28 いったん治癒した傷口が悪化し、別の医療機関で治療を受けた場合は、保険の対象となるか？

- A : 前の怪我が原因で、再度悪化したことの医師の証明が得られれば対象となります。

Q29 発生した事故に対する法律上の賠償責任が団体にまで及ぶような場合には、団体自身も賠償補償の対象となるか？

A：対象となります。

Q30 子供が事故を起こした場合、賠償責任はどうなるのか？

A：子供の親権者である親、団体の指導者に対して監督責任が問われることになりますので、監督責任に伴なって生じた賠償責任が、賠償補償の対象となります。

Q31 同一敷地内の催事会場外に設置されていた遊具で、スタッフの子供が怪我をした場合、保険の対象となるのか？

A：子供は、ボランティア活動・社会貢献活動の実践者とみなされないため、傷害補償の対象となりません。
また、賠償補償については、主催者の安全管理責任・遊具の管理責任が考えられますが、当該責任の所在を明確にすることは困難な場合が多く、最終的には、児童又は保護者の不注意となるケースが多いと考えられます。

Q32 当事者間で示談を済ませてしまった場合、払った金額は賠償補償の対象になるのか？

A：保険会社に相談なく示談したときは、賠償金の一部が補償の対象にならないことがあります。

損害責任事故の場合、その当事者間での示談は行わず、必ず市担当課を通して保険会社に相談してください。

Q33 示談金のほかに見舞金を払った場合、見舞金は賠償補償の対象になるのか？

A：名目の如何を問わず、相手方に支払ったものが法律上の賠償責任額以上のものについては、対象となります。

Q34 診断書料は保険金(補償金)で支払われるか？

A：傷害の程度を立証する費用のため、申請者の負担となります。

Q35 対象者が他の損害保険に加入していた場合、支払いはどうなるのか？

A：①賠償補償　　他の保険会社間との調整になります。(市民活動保険申請時に、他の損害保険証書の写しが必要になります。)
②傷害補償　　他の傷害保険に関係なく、本保険から通常の額が支払われます。